

2025年 6月

法人インターネットバンキング
ご利用の皆さま各位

青木信用金庫

法人インターネットバンキング利用規定および ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）の 一部改定のお知らせ

いつも青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年6月1日より、『法人インターネットバンキング利用規定』および『ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）』の一部を以下のとおり改定しますのでお知らせいたします。

○主な改正点

- ① 法人インターネットバンキングの利用規定について、補償規定の追加
- ② ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）について、以前の改定から5年経過したことから、内容の最新化を目的とする改定

○新旧対照表

・法人インターネットバンキング利用規定

新	旧
第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 1. 補償の要件 <u>利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</u> <u>（1）ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。</u>	<u>（新規追加）</u>

新	旧
(2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なご説明をいただいていること。 (3) ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。 2. 補償対象額 前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を補償の対象とします。ただし補償対象額の決定は当金庫の補償に関する規定等に準じます。 また、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。 3. 適用の制限 前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	(新規追加)

新	旧
<u>4. 補償の制限</u> <u>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</u> <u>(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</u> <u>① 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</u> <u>② 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等(パート、アルバイト、派遣社員等を含みます)によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</u> <u>③ ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</u> <u>④ ご契約先に重大な過失があった場合。</u> <u>⑤ 当金庫が推奨するセキュリティ対策を実施して いない場合。</u> <u>(2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。</u> <u>5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い</u> <u>当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u>	<u>(新規追加)</u>

新	旧
<u>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い</u> <u>当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとし</u> <u>ます。</u>	<u>(新規追加)</u>
第13条 利用停止等 省略	第12条 利用停止等 省略
第14条 解約等 省略	第13条 解約等 省略
第15条 通知等の連絡先 省略	第14条 通知等の連絡先 省略
第16条 規定等の適用 省略	第15条 規定等の適用 省略
第17条 規定の変更等 省略	第16条 規定の変更等 省略
第18条 契約期間 省略	第17条 契約期間 省略
第19条 機密保持 省略	第18条 機密保持 省略
第20条 準拠法・管轄 省略	第19条 準拠法・管轄 省略
第21条 譲渡・質入・貸与の禁止 省略	第20条 譲渡・質入・貸与の禁止 省略
第22条 サービスの終了 省略	第21条 サービスの終了 省略
以 上 2025年6月1日現在	以 上 2020年4月1日現在

○新旧対照表

・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）

新	旧
第2条 利用資格 本サービスの利用者は、 <u>しんきん法人インターネットバンキングのご契約先の利用者</u> に限るものとします。	第2条 利用資格 本サービスの利用者は、 <u>しんきん法人インターネットバンキングを契約のご契約先の利用者</u> に限るものとします。
第3条 利用申込および利用開始 1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 省略 2. 利用申込および利用開始 ご契約先の管理者が、あらかじめ端末にアプリをダウンロードのうえ、当金庫所定の方法でアプリに表示される「 <u>シリアル番号</u> 」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、入力された「 <u>シリアル番号</u> 」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。 3. 契約の成立 省略	第3条 利用申込及び利用開始 1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 省略 2. 利用申込及び利用開始 ご契約先の管理者が、あらかじめ端末にアプリをダウンロードのうえ、当金庫所定の方法でアプリに表示される「 <u>トークンID</u> 」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、入力された「 <u>トークンID</u> 」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。 3. 契約の成立 省略
第8条 本サービスの解約等 1. ～ 2. 省略 3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。 4. 省略	第8条 本サービスの解約等 1. ～ 2. 省略 3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、 <u>本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または</u> 当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。 4. 省略
第11条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ <u>当金</u>	第11条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ <u>店</u>

新	旧
<u>庫所定の方法</u>で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。	<u>頭表示その他相当の方法</u>で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。
以 上 <u>2025年6月1日現在</u>	以 上 <u>2020年4月1日現在</u>

○改定後の『法人インターネットバンキング利用規定』および『ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）』全文については、法人インターネットバンキングページに掲載しております。

以 上
(2025年6月1日現在)